

ID: 220

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	入居者の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市特定公共賃貸住宅条例 第8条第2項		
例 規 番 号	平成17年条例第146号		
【根拠条文】 (入居者の選定等) 第8条 市長は、前条の申込みをした者の数が入居させるべき特定公共賃貸住宅の戸数以下である場合にあっては当該申込みをした者を入居者として決定し、入居させるべき特定公共賃貸住宅の戸数を超える場合にあっては抽選その他公正な方法により入居者を決定しなければならない。 2 市長は、前項の規定により入居者を決定したときは、その旨を入居者として決定した者に対し通知するものとする。 3 第1項の規定により入居者を決定した場合における入居補欠者の決定及び住宅入居の手続については、長門市営住宅条例(平成17年長門市条例第144号。以下「市営住宅条例」という。)第10条及び第11条の規定を準用する。 【基準】 根拠条文及び第6条の規定による。 (入居者の資格) 第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 所得が市長の定める基準に該当すること。 (2) 自ら居住するため住宅を必要とする者であること。 (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。 (4) 入居しようとする世帯員の中に市税等滞納者がいないこと。 (5) その者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日